

# 2021年度障害福祉サービス等報酬改定

厚労省検討チーム資料から

## ▶障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系見直し等

- 地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者支援を評価
- 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能を充実

### ◆質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

#### 基本報酬の充実(単位数の引き上げと加算の組み込み)

- 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ
- 人員体制(相談支援専門員の常勤配置数)に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続き負担が軽減されるよう、基本報酬へ組み込み
- 常勤専任職員配置を更に促進するため、従来より要件緩和した報酬区分を創設

[2021年改定後の段階別基本報酬単価]		サービス利用支援費	
報酬区分	常勤専任の相談支援専門員数	現行	報酬引き上げ
機能強化(I)	4名以上		1,464単位
機能強化(II)	3名以上		1,764単位
機能強化(III)	2名以上	1,462単位	1,672単位
機能強化(IV)	1名以上		1,622単位
機能強化なし			1,522単位

継続サービス利用支援費		旧特定事業所加算の組み込み	
報酬区分	常勤専任の相談支援専門員数	現行	報酬引き上げ
機能強化(I)	4名以上		1,213単位
機能強化(II)	3名以上		1,513単位
機能強化(III)	2名以上	1,211単位	1,410単位
機能強化(IV)	1名以上		1,260単位
機能強化なし			1,260単位

- 常勤専任1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする(※従来生活介護等と同様に算定する際、算定対象事業所の関係がある)
- 新「機能強化IV」(機能強化III)が算定可能
- 全ての報酬区分において常勤専任の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

## ▼効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しとともに、支援効果を高める取り組みの評価や多様な就労支援ニーズに対応
- 在宅生活継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受け入れ体制強化とともに、日中活動支援を充実
- 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者ニーズへのきめ細かな対応を評価

### ◆就労継続支援A型の基本報酬等の見直し

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日」の平均労働時間に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもとに算定する方式(スコア方式)に見直し。

評価指標	評価スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価 5点～8.0点で評価
生産活動	半年間の様々な年数における生産活動の状況により評価 5点～4.0点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を求めるための低価格設定とその実現実績により評価 0点～3.5点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を創出して提供する等、支援力向上に係る取組実績により評価 0点～3.5点で評価
地域連携活動	完全企業と連携した認知症対応の取組、施設外就労等により働く職員の取組実績により評価 0点～1.0点で評価

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※従来員配置7.5:1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページを通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける(運営標準の見直し)とともに、非公表の場合には基本報酬を減算する。

### ▶医療的ケア児への支援など障害児支援推進

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等使用、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直しとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、医療的ケア児が地域で必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化
- 放課後等デイサービス基本報酬について、区分1・区分2の体系を廃止
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、ケアニーズの高い障害児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直しとともに、支援の質を向上させるための従業者要件見直し
- 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員基準見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカー配置等を推進

### ▶感染症や災害への対応力強化等

- 障害福祉サービスは障害者や家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みを推進する観点から、運営基準について必要な見直しを実施
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算算定に必要な定期的な会議開催に係るICT等活用について、平時でも可能とする

### ▶障害福祉サービス等の持続可能性確保と適切なサービス提供を行うための報酬等見直し

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど状況が変化の中で、制度持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえ、報酬・基準等見直し
- 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ICT活用による業務効率化を図るための報酬・基準等見直し

## ◆地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実



### 緊急時における対応機能の強化(訪問系サービス等)

- 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算
- 【新設】
  - 居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
  - 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- 緊急時対応加算、緊急時支援加算(1)又は緊急時支援費(1)を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

### 緊急時のための受入機能の強化(短期入所)

- 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算(緊急時の受入れに限らない)。
- 【新設】
  - 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
  - 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

## 従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う



## ▼精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬で地域包括ケアシステム構築に資する取り組みを評価

### 夜間の緊急対応、電話相談の評価

- 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価
- 利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
  - 【新】イ 緊急時支援加算(1) 711単位/日
- 電話による相談支援を行った場合
  - 【新】ロ 緊急時支援加算(2) 94単位/日

## 地域移行実績の更なる評価

- 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

### 地域移行支援サービス費

区分	現行	改定後
(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(II)	2,347単位/月	3,062単位/月
(III)		2,349単位/月

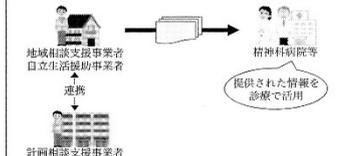
(※)地域移行支援サービス費(1)は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

## 可能な限り早期の地域移行支援

- 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。
- (見直し後)退院・退所月加算 2,700単位/月 (1年未満で退院する場合) +500単位/月

## 精神保健医療と福祉の連携の促進

- あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。
- 【新】日常生活支援情報提供加算 100単位/回(月に1回を限度)



## 各サービス横断的な報酬・基準見直し内容

### ピアサポートの専門性評価

#### 【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

◎ピアサポートの専門性について、利用者と同日線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲向上や地域生活を続ける上で不安解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価  
※就労継続支援B型についても基本報酬の報酬体系類型に伴い、就労支援実施に当たってのピアサポート活用を評価

#### 【ピアサポート体制加算【新設】】

100単位/月(体制加算)

※算定要件

- (1)地域生活支援事業「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置  
※併設する事業所(計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る)の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可
  - ①障害者または障害者であったと都道府県又は市町村が認める者
  - ②管理者または①の者と協働して支援を行う者  
なお、2024年3月31日までは経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算0.5人以上配置する場合も要件を満たすものとする(②の者の配置がない場合も算定可)
- (2)(1)の者により、事業所従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上実施
- (3)(1)の者を配置していることを公表

### 医療連携体制加算の見直し

#### 【重度障害者等包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイ】

◎医療連携体制加算は連携医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し略痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討し適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について必要な見直しを実施  
①医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価  
②医師からの指示は原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けることを明確化  
③福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける  
④共同生活援助における看護師確保で、看護師1人につき算定できる利用者数の上限を20人までとする

#### 【見直し後】※短期入所の例

- イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32単位/日(非医ケア、1時間未満)
- ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63単位/日(非医ケア、1時間以上2時間未満)
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125単位/日(非医ケア、2時間以上)
- ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)(4時間未満)
  - (1)960単位/日(医ケア1人)
  - (2)600単位/日(医ケア2人)
  - (3)480単位/日(医ケア3～8人)
- ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)(4時間以上)
  - (1)1,600単位/日(医ケア1人)
  - (2)960単位/日(医ケア2人)
  - (3)800単位/日(医ケア3～8人)
- ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)(8時間以上)
  - (1)2,000単位/日(高度な医ケア(※)1人)
  - (2)1,500単位/日(高度な医ケア(※)2人)
  - (3)1,000単位/日(高度な医ケア(※)3人)
 (※)医療的ケアの判定スコアが16点以上の障害児者
- ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 500単位/日
- チ 医療連携体制加算(Ⅷ) 100単位/日
- リ 医療連携体制加算(Ⅸ) 39単位/日

### 障害者虐待防止の更なる推進

#### 【全サービス】

◎運営基準に以下の内容を盛り込む。2021年度

から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、2022年度から義務化。小規模事業所でも過剰な負担とならず、効果的な取り組みを行うことができるよう具体的方法等を示す  
・虐待防止委員会(※)設置等義務化  
・従業者への研修実施義務化  
・虐待防止等のための責任者設置義務化  
(※)虐待防止委員会に求められる役割は虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

### 身体拘束等の適正化

#### 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ◎運営基準に施設・事業所が取り組むべき事項を追加し、減算要件を追加。2021年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、2022年度から義務化。減算要件追加は2023年4月から適用とする
- ◎訪問系サービスについても知的障害者や精神障害者も含め対象とし、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算(2023年4月から適用)」を創設。現在、その他サービスで義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」は2021年4月から義務化、その他サービスにおいて今回改正で追加する事項については2021年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、2022年度から義務化する

### 人員基準における両立支援への配慮等

#### 【全サービス】

◎障害福祉の現場で仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和

#### 【見直し後】

- ①「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に於て、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める
  - ②「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める
  - ③人員基準や報酬算定で「常勤」配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取付した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで人員基準を満たすことを認める
  - ④③の場合、常勤職員割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取付た当該職員についても常勤職員割合に含めることを認める
- ◎全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準で適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を求める

#### 【運営基準【新設】】

適切なサービス提供を確保する観点から、職場で行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない

### 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し

#### 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

◎福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算は上位区分の算

定が進んでいることを踏まえ廃止する。2021年3月末時点で同加算を算定している事業所は1年間の経過措置期間を設ける

◎福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の算定方法について、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いるなどの見直しを実施。加算率の大幅な変更による影響を緩和する観点から、今回および今後の報酬算定において段階的に反映させる

◎福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から見直しを実施

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し

#### 【同】

◎福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、加算の更なる取得促進を図るとともに、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールについて、より柔軟な配分を可能とするよう「経験・技能のある障害福祉人材」は「他の障害福祉人材」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」に見直し

### 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICT活用

#### 【全サービス】

◎運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない、または必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化

### 地域区分見直し

#### 【全サービス】

◎地域区分について、2018年度報酬算定と同様に、原則、公務員の地域手当設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせる。ただし、隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合は特例を適用できる。なお、見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で2023年度末まで必要な経過措置を講じる

### 補足給付の基準費用額の見直し

#### 【施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

◎施設入所者の食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額(食費・光熱水費に係る平均的な費用額)から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について2020年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直し

【現行】 基準費用額53,500円

【見直し後】

基準費用額53,500円 ⇒ 54,000円

### 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

#### 【生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援(児童発達支援、医療型児童発達支援は食事提供加算)】

◎2020年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定では経過措置を延長する

### 送迎加算の取扱い

#### 【就労継続支援A型、放課後等デイ】

◎2018年度改定で引き続き検討事項とされていた就労継続支援A型および放課後等デイの送迎加算について、送迎実施に関する実態調査結果を踏まえ、利用者の自立能力獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知し、送迎加算の現行の枠組みは維持する